特別支援学校・学級に通う児童生徒への支援拡充についての意見書

特別支援学校・学級においては、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な 取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学 習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援が求められている。

こうした中、国は、専門的な知識・技能を有する人材を確保するため、学校における医療 的ケア看護職員の配置に対する支援等を行っているところである。

しかしながら、特別支援学校・学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、障害の重度・ 重複化、多様化が進む中、学校現場においては、日常生活の介助や医療的ケアはもとより、 将来の就労・自立を見据えた切れ目のない支援を実施する専門人材の確保とともに、教員の 専門性の向上が強く求められている。

よって、国におかれては、様々な障害のある児童生徒に的確に対応した教育を実現するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 日常生活上の介助等を行う特別支援教育支援員、医療的ケアを行う看護師及び就労支援 コーディネーター等の人的配置に対する財政措置の充実を図ること
- 2 大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進など、特別支援学校教諭免許状の 取得支援の強化を図るとともに、教員の研修や教育的支援方法の研究の機会の拡大に向け 十分な支援を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

殿

愛知 県 議 会 議 長 石 井 芳 樹

(提出先)

衆 議 院 議 長 内 閣 総 理 大 臣

参議院議長文部科学大臣